

運送事業者に対する行政処分(令和6年4月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般乗用	令和6年4月25日	浅間観光タクシー株式会社(法人番号7100001008711) 代表者小出慎一	長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢22番地12	軽井沢営業所	長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢22番地12	輸送施設の使用停止(43日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第13条、法第27条第3項	令和5年1月10日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)、(2)乗務員台帳の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反一部記録なし(運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。